

平成二十一年一月二十二日提出
質問第四五号

年金記録の訂正により年金受給権を得ることとなった三十五人に関する質問主意書

提出者 山井和則

年金記録の訂正により年金受給権を得ることとなった三十五人に関する質問主意書

現在、約四十二万人の無年金高齢者がいると推定されている。その中には、次の三十五人のように、年金記録ミスにより、本来、年金受給権があるにもかかわらず、無年金になっている人が少なからず存在する可能性がある。非常に重大な問題である。

については、さらなる被害者の一日も早い救済のために、平成二十年五月から六月末日までの間、年金記録の訂正により年金受給権を得ることとなった三十五人の被害者について、次のとおり質問する。

一 三十五人それぞれの追加期間に係るコンピュータ上の情報で、氏名（カナ氏名も含む）、生年月日、性別、加入期間等、実態と異なる情報が入力されていた事例はあるか。各人の追加期間ごとに異なる情報の有無、又、異なる情報があった場合にはどのような情報が異なっていたのか、お教えいただきたい。

二 三十五人が年金相談をした時点で、コンピュータ上に入力されていなかった追加期間はあったか。三十五人各人の追加期間について、個別にお教えいただきたい。

三 三十五人が最後に加入していた年金制度は何か。各人について個別にお教えいただきたい。

四 三十五人のうち、六十歳以降、公的年金制度に加入していた人はいるか。加入していた人がいた場合、

各人の「六十歳以上六十五歳未満」、「六十五歳以上七十歳未満」、「七十歳以上」のそれぞれの時期について、加入していた制度名、被保険者の資格又は種類（強制被保険者あるいは任意加入被保険者等）をお教えいただきたい。

五 社会保険庁が行った「記録訂正により年金受給権を得ることとなった方に対する調査」結果では、三十五人のうち十一人が「年金相談をしたことがある」と回答している。この十一人各人について、「年金相談は何歳のときに行ったのか」「年金相談の際、今後、受給資格を得られる可能性及びその方法について、説明を受けたか」の二点をお教えいただきたい。

右質問する。